

柏駅前送迎保育ステーション利用申請に関する重要事項確認書

※柏駅前送迎保育ステーション（以下「ステーション」といいます。）を利用するにあたって、次の全ての確認事項をよくお読みのうえ、署名をお願いいたします。

I. ステーション利用申請についての確認事項

- 1 期日までに申請に必要な書類が揃っていない場合、次月以降の利用調整となります。
- 2 申請書類の内容に虚偽等があった場合、利用許可が取消となり、ステーションを利用できません。
- 3 児童福祉法が規定する児童福祉上の措置や、使用料や保育料等の徴収、業務上必要な個人情報について、市役所内の他部署をはじめとする公的機関・民間施設で共有させていただきます。
- 4 申込者多数等により、利用できないことがあります。

II. ステーション利用についての確認事項

- 1 複数の事業を組み合わせでお子さんの保育、送迎等を行います。各事業の実施主体は次のとおりです。
ステーションでの保育：柏市（園の運営法人に委託）、バスによる送迎及び園での保育：園の運営法人
- 2 お子さんの安全な保育・送迎が困難であると判断される場合、ステーションを利用できません。
- 3 使用料は月額1,000円です。18時以降の利用は、1回につき使用料100円を加算します。
- 4 月の途中でステーションの利用を中止した場合、当該月の使用料の日割りによる返金はしません。
- 5 市に支払う使用料の他に、送迎先の園に送迎バスに係る費用等を支払う必要があります。
- 6 口座引落としの手続きが完了するまでの間は、銀行等の窓口で使用料を納付する必要があります。
- 7 使用料が毎月期日までに支払われない場合、法令に基づいて督促状を発行します。また、延滞金が発生したり、預貯金や給与、財産の差押え等の処分の対象となります。
- 8 以下の場合、ステーション又は送迎バスを利用することができません。ご家庭で保育していただくか、保護者が直接園まで送迎してください。
 - (1) 日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）の場合
 - (2) 送迎先の園が指定する時刻までに、ステーションにお子さんを預けることができない場合
 - (3) 風邪などで体調が悪いときや、感染症対策を理由に送迎先の園をお休みする場合
 - (4) 感染症対策のため、送迎先の園が学級閉鎖とする、又は市がステーションの運営を休止する場合
 - (5) 慣らし保育、ご家庭の都合、お子さんの体調不良等によって送迎先の園を早退する場合
 - (6) 送迎先の園の行事等（遠足、運動会等）によって、バスが運行しない場合
 - (7) 災害や悪天候等によってステーション、送迎先の園又は送迎バスが運営・運行できない場合
 - (8) 施設建物の設備点検等によってステーションを運営できない場合
- 9 お子さんを預けた後に体調が悪化するなどしてバスに乗車できない場合、速やかにステーション又は送迎先の園へお迎えにきてください。
- 10 ステーションを利用しないときは、必ず送迎先の園が指定する方法で連絡してください。
- 11 災害が発生した場合、市の基準に従い送迎先の園を臨時休園とします。臨時休園となったときは、ステーションを利用できません。また、お子さんをお預かりした後に臨時休園となった場合、ステーション又は送迎先の園、避難所までお迎えにきてください。
- 12 天候や道路状況等により、送迎バスの到着が遅れることがあります。
- 13 19時までのお迎えをお願いします。正当な理由なく遅延が続く場合は利用許可を取消することがあります。
- 14 安全な保育・送迎のためにステーションや送迎先の園が定める約束事を遵守するようお願いいたします。
- 15 適正な教育・保育の提供のため、市、ステーション及び送迎先の園の間で、お子さんや保護者等の個人情報を共有することがあります。
- 16 個人肖像権について、ステーションでの保育の様子などを撮影することがあります。また、個人が特定されない範囲で市の広報紙やホームページ等で使用することがあります。
- 17 ステーションの利用者数や道路状況等に合わせてバス発着時間等の運営方法を変更することがあります。

柏駅前送迎保育ステーション利用申請にあたり、以上の確認事項について同意します

（確認の上、チェックを入れてください）

令和 年 月 日 児童氏名 _____ 保護者氏名 _____